



## 労災による歯科診療は、保険適用外の材料を使っても 原則消費税は非課税です！

— あっせんにより埼玉県内の歯科医療機関へ周知 —

総務省関東管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、関東管区行政評価局行政改善推進会議の意見を踏まえ、令和6年6月27日に厚生労働省埼玉労働局にあっせんを行った結果、同年8月23日に、同局から対応結果について回答がありました。

### 行政相談の内容

勤務中の事故で前歯を折ったため、労災保険を使ってセラミックのクラウンをかぶせる治療を行った。治療費を一旦全額自己負担し、その後、労働基準監督署に労災保険の請求を行ったところ、請求額のうち消費税相当額が支給されなかった。

労働基準監督署に相談しながら治療・請求を行ったのに満額支給されないのはおかしい。

### 行政改善推進会議の審議結果を踏まえ埼玉労働局にあっせん

埼玉労働局は、行政改善推進会議の意見を踏まえ、他県の労働局の取組を参考に、管内の歯科医院に対し、労災保険の請求手続と併せて、労災保険が適用される診療は、通常、消費税が非課税となることを周知する必要がある。

### 埼玉労働局の対応

- 労災保険指定・非指定それぞれの（歯科）医療機関向けに、労災手続きについて説明したリーフレットを作成し、ホームページに掲載した。リーフレットには、歯科診療費に係る労災保険の請求手続（保険適用外の材料を使用した場合を含む）及び当該診療費に係る消費税の取扱いについて記載されている。
- 保険適用外の材料を使用した場合に請求書に添付する「補綴明細書」内に消費税は非課税であり、労災保険給付対象ではない旨明記し、ホームページに掲載した。



埼玉労働局ホームページ：

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/rousai\\_hoken.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousai_hoken.html)

(本件に関する連絡先)

関東管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室

電話：048-600-2300（代表）